境港市防災行政無線システム更新事業 プロポーザル実施要領

令和元年6月 鳥取県境港市

境港市防災行政無線システム更新事業

プロポーザル実施要領

1. 目的

本市の防災行政無線は、昭和59年に近隣市に先駆けて整備し、平成15年,16年に更新し今日に至っている。緊急情報及び行政情報は、防災行政無線、テレホンサービス、メール配信、市ホームページなどさまざまな情報伝達手段を活用して周知しているが、その中核となるのが防災行政無線による屋外放送である。

現在、本市が運用しているアナログ方式の防災行政無線は無線設備規則の改正により、 令和4年11月末以降は使用することができないことから、現行の防災行政無線に代わる 新たな防災情報伝達システムの整備が急務となっている。

新たに整備する防災行政無線は、平成30年1月に策定した境港市防災行政無線システム更新計画(以下、「更新計画」という。)に基づき、デジタル防災行政無線同報系(新方式)を整備し、現状の放送体系(市全域一斉屋外放送、公民館等からの地域別放送など)を維持しながら、難聴地域の縮減や要配慮者(障がい者・外国人)等への対応、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や市ホームページ等との連携等を図る考えである。

また、市役所に隣接し建設中である「(仮称)境港市民交流センター」に、「防災拠点機能」を設けることから、将来、更新後のシステムを移設することも考慮する必要がある。

そのため、当実施要領では、価格競争による入札でなく、事業者の企画力、技術力及び 実績等を活かした公募型プロポーザル方式により技術提案者を募り、本市に適したシステム内容を適正な事業費で整備できる事業者を選定することを目的とし、その手続きを定める。

- 2. 基本情報(平成31年3月31日現在)
 - (1) 人口:33,919人
 - (2) 世帯数:15,158世帯
 - (3) 面積 : 29. 10km
 - (4) 既設設備

名 称	数量等
親局設備一式	一式 (境港市役所)
遠隔制御局	親局(市役所)
	+8局(各地区公民館7か所、西部広域消防局)
地区遠隔制御局	親機(市役所)+11局(市内各集会所)
屋外拡声子局	80局(うちアンサーバック20局)
戸別受信機	約180台(小篠津町のみ)

3. 事業内容

- (1) 事業名:境港市防災行政無線システム更新事業
- (2) 事業期間:契約締結後、令和3年3月20日以内とする。
- (3) 事業概要
 - ① 実施設計業務
 - ② 整備工事
 - •親局設備(境港市役所)
 - ・遠隔制御局(8局)※各地区公民館7か所及び西部広域消防局
 - ・地区遠隔制御局 親機(市役所)、境港市内各地(集会所11か所)
 - ・屋外拡声子局(既存80局(更新計画:71か所))
 - ・戸別受信機設備(200台)
 - +文字表示機能装置(聴覚障がい者等対応)(20台)
 - ※ただし、令和元年度に配布希望調査(自己負担あり)を実施したうえで確 定する。
 - ・その他の情報伝達システムとの連携 (既存の情報伝達手段との連携等)
 - ・既存設備の撤去

(4) 特記事項

- ・発注者の意向と著しく異なる提案は避けること。
- ・事業の詳細については、仕様書によるものとする。
- ・更新後のシステムを令和3年度末に「(仮称) 境港市民交流センター」へ移 設することを考慮すること(移設は別契約)。なお、参加表明したものに対 してのみ、参考として、移設先の図面(PDF)を提供する。
- ・新システムに移行するにあたり、サービス停止期間がないように、新旧併用

を見越した工事スケジュールや施工方法などを検討すること。

4. 事業費

総額635,470,000円(消費税込み)を越えない提案であること。なお、 総額は契約時の予定価格を示すものではなく事業規模を示すためである。

ただし、令和元年度における前払金等支払上限額は20,006,000円(消費税込み)とする。また、消費税は10%で計算すること。

※上記の金額には、デジタルサイネージ関連費用は含まれていない。

5. 関連法規等

本業務にあたっては、次の関連法規等に従って行うものとする。

- (1) 電波法及び同法関連法令等
- (2) 有線電気通信法及び同法関連法令等
- (3) 電気通信事業法及び同法関連法令等
- (4) 電気設備技術の基準に関する省令等
- (5) 日本工業規格(JIS)及び日本電気規格調査会標準基準(JEC)
- (6) 日本技術基準規格 (JES) 及び電子機械工業会規格 (EIAJ)
- (7) 日本電池工業規格 (SBA)
- (8) 日本電気工業会標準基準 (JEM)
- (9) 市町村デジタル同報通信システム TYPE2 標準規格 (ARIB STD-T115)
- (10) 電気通信設備工事共通仕様書
- (11) 建設業法及び同法関連法令等
- (12) 建築基準法及び同法関連法令等
- (13) 労働安全衛生法及び同法関連法令等
- (14) 境港市地域防災計画
- (15) 境港市国民保護計画
- (16) 境港市防災行政無線システム更新計画
- (17) 境港市が定める条例、規則等
- (18) その他本事業実施にあたり関係する法令、条例、規則等

6. プロポーザル参加要件

- (1) 令和元・2年度境港市建設工事入札参加資格者名簿に登録されているもので、 境港市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営事項審査 結果の電気通信工事で総合評価が証明できること。

- (4) 設計業務に従事する管理技術者及び照査技術者は、技術士(電気電子部門)、 RCCM(電気電子部門)のいずれかの資格を有するものであること。
- (5)整備工事に従事する配置予定の監理技術者【電気通信工事】を専任で配置すること。また現場代理人を配置すること。なお、当該配置する技術者及び現場代理人は本参加資格確認申請のあった日において、3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされているものでないこと。
- (7) 民事再生法 (平成 11 年法律第 255 号) に基づき、再生手続き開始の申し立て がなされているものでないこと。
- (8) 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) 第 24 条の 2 第 1 項に定める点検事業者の登録を受けているものであること。
- (9) 市町村デジタル同報通信システム (ARIB STD-T115) QPSK ナロー方式の実験試験局免許を総務省から交付されていること。
- (10) 市町村デジタル同報通信システム (ARIB STD-T115) QPSK ナロー方式の国内機器製造業者であること。
- (11) 過去5年間(平成26年4月1日から平成31年3月31日まで)において、同種同規模以上の業務実績を有すること。

同種同規模業務とは、他の地方自治体において、市町村防災行政無線同報系デジタル無線設備を元請として、完成・引き渡しをした5億円以上の施工実績があること(拡声子局増設のみ及び戸別受信機の設置のみは実績として含めない)。

一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム (CORINS) に登録されたものに限ること。

7. 参加資格の喪失

参加表明書を提出したものが、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を 喪失するものとする。

- (1) 本手続きにおいて提出書類等に虚偽を記載し、その他不正な行為をした場合。
- (2) 本手続きの期間中に、プロポーザル参加要件に該当しなくなった場合。
- (3) 本手続きの期間中に、審査委員又は、関係者に直接、間接を問わず、本業務に対する助言や連絡を求めること、又は不正な接触などを行った場合。
- (4) その他、選定の公平さに影響を与える行為があったと認める場合。

8. プロポーザル実施要領等の配布

(1)配布場所

〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地

境港市役所総務部自治防災課(本庁舎2階)

TEL: 0859-47-1071 FAX: 0859-46-0299

※実施要領等の関係書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

(2)配布期間

令和元年 6月14日(金)~令和元年 6月28日(金)まで ※上記窓口対応時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く午前8

時30分から午後5時15分までとする。

9. 公表及び選定スケジュール

公表・資料配布・参加表明書受付

令和元年 6月14日(金)~令和元年 6月28日(金)

質疑受付

令和元年 6月14日(金)~令和元年 6月28日(金)

質疑回答期限

令和元年 7月 8日 (月)

プロポーザル提案書の提出

令和元年 7月 1日(月)~令和元年 7月26日(金)

選定委員会開催

(プレゼンテーション・ヒアリング)

令和元年 8月 3日(土) 予備日 8月4日(日)

選定結果通知 · 公表

令和元年 8月 6日 (火)

10.参加表明書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望するものは、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加表明書【様式第1号】
- ②会社概要書【様式第2号】
- ③市町村デジタル同報系防災行政無線業務実績書【様式第3号】及び添付書類
- ④市町村デジタル同報通信システム (ARIB STD-T115) QPSK ナロー方式の国内機器製造業者であることが分かるもの(製品カタログなど)
- ⑤設計業務に従事する配置予定の管理技術者及び照査技術者の職歴証及び資格者 証の写し
- ⑥最新の経営事項審査通知書の写し
- ⑦電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項による点検事業者(登

録点検事業者の資格を有するもの) の登録を証明する書類の写し

- ⑧総務省から交付された市町村デジタル同報通信システム(ARIB STD-T115) QPSK ナロー方式の実験試験局免許証の写し
- ⑨配置予定の整備工事に従事する監理技術者及び現場代理人の職歴証、資格者証 及び雇用期間が分かるものの写し
- (2) 提出期限

令和元年 6月28日(金)午後5時15分まで(必着)

(3)提出方法

持参又は、郵送、宅配便(いずれの方法でも提出期限内必着とする)

(4) 提出先

〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地 境港市役所総務部自治防災課(本庁舎 2 階)

(5) 問合せ

参加表明書の提出に係る質疑等については、FAX又は電子メールで行い、送信後必ず着信を確認すること。

TEL: 0859-47-1071 FAX: 0859-46-0299

mail: jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp

※上記窓口対応時間は、土曜日、日曜日及び休日等を除く午前8時30分から 午後5時15分までとする。

(6)参加資格審査

参加資格の有無については、随時、境港市総務部自治防災課で審査を行い、応募事業者に通知する。

- 11. 質疑書の受付及び回答について
 - 10により参加表明書を提出したものは、次のとおり質疑することができる。
- (1) 提出書類 質疑書【様式第4号】

質疑対象の引用文(文書名及び頁番号)及び質疑内容を具体的に記載すること。

(2) 提出期限

令和元年 6月28日(金)午後5時15分まで(必着)

(3) 提出方法

質疑書【様式第4号】を下記、提出先へFAXまたは電子メールで送付すること。 (送信した際は、必ず、受信を確認すること)

※電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

(4) 提出先

境港市役所総務部自治防災課

FAX: 0859-46-0299 mail: jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp

※上記窓口対応時間は、土曜日、日曜日及び休日等を除く午前8時30分から 午後5時15分までとする。

(5) 回答方法

質疑に対しては、令和元年 7月 8日 (月)までに市ホームページ上で随時回答します。なお、質疑事項が重複しているもの(思われるものも含む)は、当市が整理して回答します。また、回答においては、質疑者名は公表せず、意見表明等、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

12. 提案書等の提出について

提案書以外の様式は任意とし、以下の要領で作成し、提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書【様式第5号】(証明書等は別冊として添付すること)
 - ② 事業費見積書

<総事業費>内訳は以下のとおりとする。

- ア. 実施設計
- イ.整備工事(3.事業内容(3)事業概要②整備工事のとおり)
 - ※参考として、戸別受信機については、100 台、500 台、1000 台設置の場合 も提出してください(文字表示機能装置(聴覚障がい者等対応)は、20 台 とする)。

<参考>

- ・移設費及び費用の根拠となる計画内容と費用内訳 ※令和3年度(令和4年度当初から移設先での運用開始予定として)市庁舎か ら(仮称)境港市民交流センターへの移設に係る経費及び計画
- ・保守費10年間分の総額(各年度毎の費用の合計が分かるもの)及び内訳 ※保守費には、システムや機器類、設備等の点検、定期検査(電波法第73条 第1項)にかかる登録検査等事業者が行う登録点検、耐用年数到来による交 換部品代(バッテリー含む)や作業工賃、軽微な部品代(概ね2万円以上) 等の必要となる全ての費用を含むものとする。ただし、戸別受信機における 保守は、希望者配布分の定期点検は含まないこととする。

(2) 作成上の留意点

- ① 提案書は、A4版で30ページ以内(図面等はA3版でも可)とする。 ただし、表紙・目次、別冊はページに含めない。
- ② 提案内容には、「13.審査項目」について盛り込むこと。
- ③ 有資格者等を証する資料で参加表明書と重複する場合でも再度添付のこと。 また、実務実績(提案する方式の実績を優先)を証明するものを添付すること。

- ④ 受注実績については、一覧表(任意様式)を作成(提案する方式の実績を優先して記載すること)し、直近8件まで証明書を添付すること。
- ⑤ 提案書等の提出書類については、会社名の記載を削除すること。 ただし、正本については、会社名・代表者名を記載の上、押印すること。
- ⑥ 見積書は、各業務項目を記載し作成すること。
- ⑦ 保守費については、契約額を定めるものではないが、提案内容を踏まえた金額 とすること。
- (3) 提出部数

提出部数は、正本各1部、副本各8部

(4) 提出先及び提出方法 参加表明書提出先と同じであるが、持参のみとする。

(5) 提出期間

令和元年 7月 1日(月)~令和元年 7月26日(金) ※上記窓口対応時間は、土曜日、日曜日及び休日等を除く午前8時30分から午

後5時15分までとする。

(6) その他

提出した提案書等については、提出後の差し替え、変更、削除等は不可とする。 また、提出された提案書等は返却しないものとする。

13. 審查項目

- (1) 企業の業務実施体制および参加資格
 - ①受注実績…過去の市町村デジタル同報系防災行政無線の元請整備実績(平成 26 年 4 月以降の完成)等
 - ②最新の経営事項審査結果
 - ③実施設計体制…管理技術者等の配置(配置予定者の平成 21 年 4 月以降の市町 村デジタル同報実務実績)等
 - ④施工体制…監理技術者及び現場代理人の配置(配置予定者の平成 21 年 4 月以降 の市町村デジタル同報実務実績)、協力会社の記載等
 - ⑤個人情報保護体制…個人情報保護における会社の取り組み体制等
- (2) 設計・調査
 - ①実施設計…施工計画や移行計画等
 - ②電波・音達伝搬調査…本整備に関し十分に調査検討を行うと共に、必要に応じ電波・音達伝搬の確認を行う
- (3) 提案システム
 - ①無線回線…市町村デジタル同報通信システム(ARIB STD-T115)QPSK ナロー方式。既存システムとの連携、本市の特性を把握し、安定した無線シス

テム等

- ②音達範囲…子局配置の考え方や最適なスピーカー選定等
- ③戸別受信機…外部アンテナ設置の範囲、文字表示、故障時の対応等
- ④操作性…操作卓の操作性や操作卓以外で操作できる仕組み等
- ⑤先進機能…本市の実情(課題)を踏まえた先進的なシステム提案等
- ⑥拡張性…様々な機器・システム(緊急速報(エリア)メール・ホームページ)等 への連携、拡張性等
- ⑦要配慮者(障がい者・外国人等)対策…FAX配信等
- ⑧対災害性(停電等含む)
- ⑨地域(地区)放送…地域(地区)を指定した放送及びシステムの操作性 録音機能の確保、運用(回線使用料負担軽減策等)等

(4) 保守方法

- ①保守体制…必要な体制と対応方法
 - ・保守拠点の設置(営業所及び協力会社等)
 - ・保守拠点から市役所本庁舎までの到着時間
 - ・有資格者の配置及び人数
 - ・電波法の規定による基地局及び固定局を含む登録検査等事業者等
- ②保守内容…休日・夜間・緊急時の対応含む
- (5) その他
 - ①地元業者の活用
 - ②市の要望と提案内容の比較
 - ③戸別受信機配布希望調査
- (6)費用
 - ①総事業費 (イニシャルコスト)
 - ②保守費(ランニングコスト)…10年間の保守総額及び内訳
 - ③戸別受信機関連費用(総事業費に含むが、別途提示すること)
 - ④ (仮称) 境港市民交流センターへの移設費 (総事業費には含まず別途提示すること) 及び移設工事の内容
 - ※令和4年4月から移設先での運用開始予定

14. 選考方法

- (1) 境港市防災行政無線システム更新事業請負業者審査委員会を設置し、審査する。
- (2) 開催日時

令和元年 8月 3日(土) 予備日:8月 4日(日) (詳細は別途通知)

(3) 開催場所

境港市保健相談センター

(4) 提案書及びプレゼンテーションによる評価の実施 提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足説明をする。 プレゼンテーションは1社あたり50分(準備5分、説明25分、質疑20分) 程度とする。

(5) 審査結果

審査結果は参加者全員に通知するものとする。

(6) 注意事項

- ①スクリーン、プロジェクターは、本市が準備するものとし、パソコン、その他説 明に必要な機器等は各自持ち込みとする。
- ②提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
- ③指定した時間に遅れた場合は失格となる場合がある。

15. 契約に関する事項

- (1) 契約に関する事項
 - ① 予定価格は、本プロポーザルにおいて提案された額(総事業費)を基本に設定する。また、内訳書(単価等を含む)を提出すること。
 - ② 選定された最優秀者と本件業務における契約の締結交渉を行う。
 - ③ ②の結果、契約の締結に至らなかった場合又は最優秀者の提案において虚偽の 記載、不正及び違反が認められる場合は、本選考結果は無効とする。ただし、そ の場合には次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約書

境港市契約規則による。

- (3) 本事業の契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び境港市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月31日条例第14号)の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契約をし、議会の議決後に本契約を締結する。
- (4) なお、境港市は当該議案が境港市議会で可決されなかった場合でも、仮契約の相 手方に対していかなる責任も負わないものとする。

16. 辞退届

参加表明書提出後に辞退する場合は、「辞退届」【様式第6号】を企画提案書等の提出期日までに提出先に提出すること。

17. 留意事項

(1) 本提案に要する一切の費用については参加者負担とする。

- (2) 参加者は業務遂行上、知り得た情報は他人に漏らしてはならない。
- (3) 提出書類は返還しないものとし、提案書については、審査の必要に応じて複製することがある。
- (4) 提案書の審査過程内容については一切公開しない。また、審査結果に対しての意義申し立てについても受け付けない。
- (5) 参加表明書・提案書等に虚偽の記載があった場合は、境港市建設工事等入札参加 資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置とすることがある。

18. 問い合わせ先

〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地

境港市役所総務部自治防災課

FAX: 0859-46-0299 mail: jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp

※問い合わせに関しては文書 (FAX、メール含む) にて行い、送信後必ず着信を 確認すること。

※上記窓口対応時間は、土曜日、日曜日及び休日等を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。